

保守と改革 —エドマンド・バークの政治思想—(上)

岸 本 広 司

**Conservation and Reformation :
The Political Thought of Edmund Burke (Part I)**

Hiroshi Kishimoto

Summary

Edmund Burke is generally recognized as the father of modern conservatism. For conservatives, he has been a continuing source of inspiration and a reservoir of ideas to counter the steady growth of radicalism and revolution since his day. As a conservative, what Burke had to conserve before everything else was the British Constitution. It seemed to him the best of constitutions. He did not regard the British Constitution as perfect, but he looked upon it as perfect for Englishmen.

The purpose of this study is to clear the conservative political thought of Edmund Burke by considering his "Speech to the Electors of Bristol" and his plan for Economical Reform.

Received. Apr. 28, 1995,

Key words : Edmund Burke, Burke's Speech to the Electors of Bristol, Bristol constituency, Representation, Economical Reform, Yorkshire Movement.

エドマンド・バーク (Edmund Burke, 1729-97) は、書斎における観想的な思索家ではなく、実際の政治の場裡に身を置きながら、現実の政治の諸問題に議会政治として取り組んだ「行動する哲学者」(philosopher in action) であった。彼は多くの著作を残したが、それらはほとんどすべて時事的なものであり、その思想も、現実の政治問題との関わりのもとで、体系性や論理性や厳密性を欠いたままに展開された。そのためバークには、常に論理的矛盾や曖昧さがつきまとっていた。しかしそれにもかかわらず、バークの思想には一貫したもののが流れている。彼は生涯にわたって伝統的なイギリス憲法体制を擁護しようとした保守主義

者であったし、そうした基本的立場との関わりのもとで、思慮の政治を訴え続けた文字どおりの実践的政治思想家であった。

本稿は、バークの保守主義的な政治思想の一端を伝記的考察を交えながら明らかにしようとするものである。ここでは、1774年の総選挙時におけるブリストル演説、および1780年前後のいわゆる経済改革問題に焦点を絞って検討する。本稿は、バークの政治思想研究に関する筆者の全体計画の一部を成すものである。

一 ブリストル選出

すでに別稿で考察したように、1760年に即位したジョージ3世と70年に首相の座についたF・ノースは、かつてないほど強硬なアメリカ植民地政策を展開した⁽¹⁾。そのためイギリスとアメリカとの関係は、最悪のコースを辿っていったが、戦争に突入する前年の1774年9月30日に、ノースはジョージ3世の意向を受けて突然議会を解散した⁽²⁾。任期を半年以上も残して解散したのは、不意打ち解散によって野党を弱体化させ、かくして対アメリカ強硬策を円滑に遂行していくためであった⁽³⁾。事はジョージ3世やノースの思惑どおりに進んだ。野党は文字どおり虚を衝かれた格好となった。例えば、11月の中旬まで解散はないであろうと考えていたロッキンガム侯⁽⁴⁾は、解散翌日の10月1日、ロッキンガム派のリーダーの1人であるポートランド公にこう書いた。「私は政府のこの策略にまったく気づきませんでしたので、大変困惑しています⁽⁵⁾。」

ロッキンガムが当惑したのは、この時ロッキンガム派が憂慮すべき状態にあったからである。というのも同派は、66年7月の下野まで常時100名を超える下院議員を擁していたが、同年11月にエッジカムの解任問題が起こって以降急速に勢力が衰え、F・オゴーマンによれば、68年の総選挙直後の下院議員は57名、さらにその後も党勢は落ちて今や55名にまで後退していた⁽⁶⁾。しかもロッキンガムは病気がちで、党の下院指導者であるW・ダウズウェルに至っては、重い肺結核のために医者から外国での転地療養を勧められていた⁽⁷⁾。そしてさらにロッキンガム派にとって困ったことには、ロッキンガムの良き理解者であり、彼を常に支えてきたG・サヴィルが政界からの引退を表明していたのである⁽⁸⁾。それゆえロッキンガム派は、総選挙を有利に戦えるような状態には決してなかった。党首ロッキンガムは、先に引用したポートランド宛書簡でこう書き加えている。「今や政治はすっかり沈滞し、活気を取り戻すことはほとんど不可能に思われます⁽⁹⁾。」したがって、選挙の結果もロッキンガム派に芳しいものではなく、下院の議席は55から43へと大幅に減少⁽¹⁰⁾し、党としては敗北と言うよりもむしろ惨敗と言うべき有様であった。しかしこのような状況の中で、バークだけは大都市ブリストルから選出されるという、彼の生涯においてはもちろん政治思想的に見ても大きな意義を有する勝利を収めたのであった。そこで我々は、バークがいかなる事情のもとでブリストルから立候補し、そこから選出されていったのかを見ていこう。

改めて言うまでもなく、パークは議会が解散されるまで、ヴァーニ伯の所有するポケット選挙区ウェンドーヴァー選出の下院議員として2期目を務めていた。しかしヴァーニは経済的理由からウェンドーヴァーを手放し、そのためパークは、「公的生活から引退するか、それとも議員としてとどまるための他の道〔選挙区〕を探すか⁽¹¹⁾」の重大な選択を迫られることになった⁽¹²⁾。もっともパークは、議会の解散に先立って、すでにブリストルの知人から同市より立候補する意志があるかどうか打診され⁽¹³⁾、また同じ頃、ウィルクス事件の中心人物であるJ・ウィルクスからもウェストミンスターから出馬するよう勧められていた⁽¹⁴⁾。しかし今やそれらの話も立ち消えとなり、そのためパークは今後のことを考えるとまったく憂鬱であった。彼はロッキンガムに次のように書いている。我々は、何人の家族を抱えながら、しかし職を失うかもしれないというパークの不安で複雑な心境をこの手紙から読み取ることができよう。

「私は1人になると、……時々名状し難いほどの憂鬱な気分に陥ってしまいます。もしそのような気分に陥れば、長く続くことはないものの、私は完全に意氣消沈してしまいます。しかしそれでも私は、主として生まれつきの快活さによって、またある程度は自分に課せられた義務に関する強い信念によって何とか耐えてきました。……私には愛する大事な人たちがいます。私は彼らのために神が欲したまう限り、神が欲したまう方法で生きなければなりません。私は、自分にはあまりにも不向きであり、あまりにも不運であったこの公的地位を完全に放棄すべきではないのかどうかよくわからないのです⁽¹⁵⁾。」

政界から引退すべきかそれとも他の選挙区を探すべきかという点では、「いとこ」ウィリアム・パークもまったく事情は同じであった。なぜならば、ウィリアムもヴァーニ伯から1766年にウィルトシャーのグレート・ベドワイン選挙区を与えられ、パークと同様下院議員として2期目を務めていたが、ヴァーニはこの選挙区も手放さざるをえなくなったからである。したがってウィリアムも人生の岐路に立たされたが、それはパークにとって心痛の種であった。というのもパークが1765年にウェンドーヴァーから立候補したのは、ウィリアムの犠牲的献身のおかげであり⁽¹⁶⁾、それゆえ仮に政界に残るために他の選挙区を探すとしても、パークとしては今度はウィリアムの方を優先的に考えなければならなかつたからである。そこでパークは、ロッキンガムに自分のことよりもウィリアムへの支援を要請してこう書いた。

「私は自分の議席のことについては、私の友人である〔ウィリアム〕パークの議席のことの半分も考えていません。私が下院議員でありえたのは、主として彼のおかげです。彼は私のためにすべてを犠牲にしてくれました。……彼が議席を得るほうが、私が得るよりもずっと大事です。私を議会へ送り出してくれた人が、もし国会の控え室で私を待たねばならないとすれば、私は悲しみや恥ずかしさを感じることなしに国会でいることなど到底できません⁽¹⁷⁾。」

こうしてパークは、自己よりもウィリアムの方を優先的に考えた。しかしパークのこうし

た情に溢れた要請にもかかわらず、その手紙を読んだロッキンガムはポートランドに次のように書いた。「両バーク氏のうち、1人だけしか議会にとどまることができないとすれば、エドマンド・バーク氏が残った方がはるかに良いであろうということはまったく疑うことができません⁽¹⁸⁾。」そしてロッキンガムは、バーク本人にもこう書き送った。「あなたが下院議員を続けることは、あなたのためにも社会のためにも絶対的に必要なことです。……ウィリアム・バーク氏に対するあなたの思いやりは自然なものですし、人生におけるあなたの原則や行動にふさわしいものです。しかし、ウィリアム・バーク氏のことを考えてもあなたのご家族のことを考えても、あなたご自身が議員であるということこそが最も重要なことなのです⁽¹⁹⁾。」

これまでの華々しい活躍から、ウィリアムよりもバークを議会人としてとどめおきたいと考えたロッキンガムは、みずからの本拠地であるヨークシャーのポケット選挙区モールトン(Malton)をバークに提供した⁽²⁰⁾。そしてロッキンガムはバークを選出する準備を進めたが、しかし解散直後の10月4日、バークはブリストルのR・チャンピオンという人物から10月1日付の手紙を受け取った⁽²¹⁾。チャンピオンはクエーカー教徒で、アメリカとの貿易に従事するとともに、磁器製造業を営む富裕な商人であった⁽²²⁾。彼は政治的にはロッキンガム派を支持する稳健なウィッグで、この時点ではバークとはいまだ面識はなかったものの、印紙法の撤廃やウィルクス弁護において示したバークの政治家としての資質を高く評価していた。そしてバークに宛てたその手紙の内容も、実はバークにブリストル選挙区からの出馬を要請したものであった。

周知のごとく、イングランド南西部のエーヴォン川河口近くに位置するブリストル市は、アメリカ植民地貿易の中心地として栄え、すでに18世紀の初頭には、ロンドンに次ぐイギリス第2の都市となっていた⁽²³⁾。政治的にも同市は重要な位置を占め、自由民と自由土地保有者から成る約5000の有権者数も、イングランドの203都市選挙区のうちウェストミンスターおよびロンドンに次いで第3位であった⁽²⁴⁾。しかしブリストルの政治は事実上同市のウィッグ・クラブとトーリー・クラブに支配され、しかも1756年の両クラブ間の協定によって、同市の定員2名は長らくウィッグとトーリーの間で分け合われていた⁽²⁵⁾。74年の解散時の同市選出下院議員は、クレア卿R・ニュージェントとM・ブリックデルであった⁽²⁶⁾。一応前者はウィッグを、後者はトーリーを代表していたが、実のところ彼らに政策上の違いはほとんどなく、ニュージェントもブリックデルも政府の強圧的なアメリカ政策を強く支持していた。それゆえアメリカとの関係が悪化し、アメリカ植民地貿易が深刻化するにつれて彼らは次第に選挙民の不評を買いつけて、ニュージェントに至っては、後述するように他の選挙区から立候補せざるをえない羽目となったのである。

彼らが人気を落としたのは急進主義勢力の台頭とも関係があった。すなわち、我々が別稿で見たように、1768年に再燃したウィルクス事件はイギリス国内を大きく揺るがせ、「権利章

典支持者協会」(Society of Supporters of the Bill of Rights) のような急進主義的団体が組織されて、ウィルクス支援と反政府活動が活発に展開された⁽²⁸⁾が、この事件の影響は当然のごとくブリストルにも及ぼざるをえなかった。同市でも「独立協会」(Independent Society)と称する急進的な団体が、ブリストルの商人である S・ピーチを中心として組織され、短期議会、議会における公務員の制限、年金受領者と政府請負業者の議会からの締め出し等を要求していた⁽²⁹⁾。そして同協会は、69年と72年に議会改革案を支持するようニュージェントとブリックデルに指令し、それが不首尾に終わると、彼らに見切りをつけて、来るべき総選挙にはピーチの女婿でアメリカと関係の深い貿易商人である H・クリューガーを候補者として擁立することを決めたのであった⁽³⁰⁾。

このようにして、ブリストル選出議員、とりわけニュージェントは従来のような支持を得ることができなくなった。そしてウィッグとトーリーが議席を分け合うこれまでの談合的選挙方式も、ブリストルではもはや通用しなくなった。ところで、同市のウィッグ陣営は大半の者がクリューガーを支持していた。しかし必ずしもすべての者がそうであったわけではない。というのもウィッグの稳健派は、急進勢力の指令を受け入れて議会改革を公約に掲げるクリューガーを批判的眼ざして眺めていたからである。そこで前出の R・チャンピオンや J・ハーフォード⁽³¹⁾たち稳健派の者は、クリューガーに対抗して、またウィッグの 2 議席独占を狙って彼ら独自の候補者を立てることにし、ロッキンガム派の有能な政治家として、またアメリカの友として——バークは約 5 カ月前に、茶税の撤廃を要求して植民地を弁護する 2 時間以上にわたる大演説を行っていた⁽³²⁾——、すでに名声を博していたバークに白羽の矢を立てたのであった⁽³³⁾。バークの出馬要請が、こうして行われることになった。先述の 10 月 1 日付チャンピオンのバーク宛書簡がそれである。チャンピオンは、その手紙の末尾で次のように書いている。

「バーク氏がブリストル選出議員となれば、ブリストル市にとって大変名誉なことでしょう。バーク氏も、王国第 2 の都市を代表するのをきっと喜ばれるに違いありません。私としては、あなた〔バーク〕に次のことを固く誓いたいと思います。それは、あなたの勝利のためとあらば、私は自分の力をすべてそれに傾注するつもりであり、それこそが私の何よりも願いだということです⁽³⁴⁾。」

バークがチャンピオンの手紙を受け取ったのは、10 月 4 日の午後 3 時であった。彼はそれを読むや直ちに——正確に言えば 1 時間半後に——ブリストルに向けてロンドンを発ち、翌 5 日の午前 8 時に途中のバースに着いた。そしてそこでチャンピオンの指示を待つことにした⁽³⁵⁾。しかし、チャンピオンからの報告は期待はずれなものであった。というのも、10 月 5 日に候補者指名の集会がブリストルのウィッグたちによって開かれたが、その会合でバーク擁立の提案が否決されてしまったからである。すなわち、その日はまずクリューガーの立候補が全会一致で承認された。次いで 2 人目の候補者としてバークを指名する案がハーフォー

ドによって提出され、チャンピオンもそれを支持したが、しかし彼らのバーク擁立の提案は、共倒れを恐れるクリューガーの支持者たちに強く反対されて、結局取り下げるをえなくなったのである⁽³⁶⁾。

初対面のチャンピオンとハーフォードから事の次第を聞いたバークは、失意のうちにロンドンへ戻った。そしてブリストルからの出馬は諦め、ロッキンガムに提供されたポケット選挙区モールトンから立候補することにした。モールトンの選挙日は10月10日の予定であった。バークは至急その地へ赴くようロッキンガムに促され⁽³⁷⁾、バスから帰った10月7日の夜遅くに、今度はヨークシャーのモールトンへと旅立った。モールトンには9日の夕方到着し⁽³⁸⁾、翌10日にそこから選出された。しかし実はその直後にバークは、ブリストルの選挙情勢が劇的に変化し、バークの候補者指名が急遽行われたという思いもかけぬニュースを受け取ったのである。

このあたりの事情をいま少し見ておくならば、ブリストル選挙区の投票はすでに10月7日から始まっていた。その日の得票数は、ニュージェント12票、クリューガー11票、ブリックデル10票であった⁽³⁹⁾。ところがその日の夜、ニュージェントが勝利の見込みなしと判断して突然選挙戦を降り⁽⁴⁰⁾、当選の確実なポケット選挙区セント・モーズから出馬するという事態が起こったのである。そのことを聞いたチャンピオンとハーフォードは、好機到来とばかりにバークの指名実現に向けて運動を再開した。そしてニュージェントの支持者であったP・ファーとJ・ノーブル⁽⁴¹⁾を味方に付けて、投票開始2日目の10月8日に、バークを正式に候補者として届け出たのである。彼らはロンドンのバークに直ちにブリストルへ来るよう使いを送った。しかし、バークはその前日にすでにモールトンへと出立した後であった。バークがその報に接したのは、モールトンから選出された翌日の11日のことである。彼はチャンピオンたちの招請を受け入れ、モールトンでの当選を辞退して、モールトンよりもはるかに魅力的なブリストルから改めて出馬することにした。しかしふリストルではすでに投票が始まっている。一刻の猶予もなかった。彼はモールトンの有権者とその選挙区の所有者であるロッキンガムの同意を得て⁽⁴²⁾、その日の夕方再びブリストルへと向かった。ほとんど睡眠もとらないで270マイルの距離を北から南へとひたすら馬車を走らせ、13日の午後ブリストルに着いた⁽⁴³⁾。そしてすぐさま選挙民に向かってギルドホールで次のような演説を行ったのである。

「紳士諸君、——私はこれまで私の友人たちが、私にとってこの上なく光栄な手厚い尽力を通じて私のために取り計らってくれてきた諸君の愛顧を、今度はみずから諸君に向かってお願いするために本日ここに到着した。……

私は盛りだくさんの公約によって、公衆の期待を煽ろうとする試みを好まない。現在、熟慮すべき材料は多いが、推断すべき材料はきわめて少ない。我々は、国事における一大危機に近づいているように思われる。それは、我々の間の最も賢明な人々の叡知全体を集

めてもなお、我々がこの叡知によって、果たして今後の多くの難儀を回避することができるかどうか確信しないほどの危機なのである。おわかりのように、私はアメリカとの不幸な紛争のことを述べている。正直な話、私は断崖から見下ろすような思いで事態を眺めている。……我々の紛争を解決する方法については、誰も明確に知らない。通商、財政、憲法、および政策についてのきわめて多くの大問題がこのアメリカ問題に関わっている。それゆえ私は、私としてなしえる最も率直で公正な考察を、これまでのさまざまな意見や悪質な偏見にいささかもかかずらうことなくこの問題に傾注するつもりである。公衆は、この問題の公正な考察を要求すべき十分な権利を持っている。グレート・ブリテンの通商の利益を支える主要な柱石たるこの大都市は、我々のアメリカ政策に関するほんの些細な過ちによってすら、根底からぐらつくに違いないのである⁽⁴⁴⁾。」

これが、バークの有名なブリストル演説の1つである「ブリストル到着時に行われた演説」(Speech at His Arrival at Bristol) の最初の言葉である。この演説からもわかるように、バークはブリストルの選挙民に向かって何よりもまずアメリカ問題の解決に努力するつもりであることを述べた。そしてそれに続けてバークは、彼の持論であるアメリカに対するイギリスの憲法上の優越性とアメリカ植民地人の自由との両立について語り⁽⁴⁵⁾、また、イギリスの繁栄と威厳の源泉は憲法と通商に他ならぬことを述べた⁽⁴⁶⁾後、この演説の最後で選挙民に向かって次のように語った。

「私は、この都市の尊敬すべき商業者、自由土地保有者、自由民から彼らの代表になるよううにとの招請を受けた時、この地から遠く離れた別の地域から選出される栄誉にちょうど浴した直後のことであった。私は直ちに、私と同座していた立派な選挙民に事情を打ち明けた。彼らは異口同音にこれを拒否せぬよう私に忠告してくれた。……彼らは、私が即刻その地を出発することを望んだ。その時からこの瞬間まで、私は睡眠をとっていない。もし私が諸君によって自由に選ばれる栄誉に浴したその晩においても、立候補者として諸君の愛顧をお願いする目的で当地に急行した今日のこの日とまったく同様に、私は諸君の用務が私に目を覚ましているよう要請する際には、自分としては必ずや無為にまどろんだり、寝入っていることのないようにしたいと思う⁽⁴⁷⁾。」

こうしてバークは、他の候補者より6日遅れで、彼にとっては事実上初めての選挙戦に臨んだ。苦しい戦いであった。クリューガーが最初から有利に戦いを進めていたので、バークとブリックデルが2議席目を争うことになった。多くの者がバークを当選させるために奮闘した。例えば、バリトア寄宿学校時代の旧友で敬虔なクエーカー教徒であるR・シャクルトンは、ブリストルのクエーカー教徒に手紙を書いてバークへの支援を要請した⁽⁴⁸⁾。またバークの支持者たちは、バークを勝たせるために約1万ポンドもの大金を使ったといわれている⁽⁴⁹⁾。そうした結果、選挙戦はバークに有利な形で展開していった。バークが「めまいを起して半死半生の状態です⁽⁵⁰⁾」とロッキンガムに訴えた10月25日には、彼はブリックデルを

258票リードし⁽⁵¹⁾、10月31日にはやや詰め寄られたものの、まだ222の票差があった⁽⁵²⁾。そして11月2日の投票締め切りまでの2日間のうちに逆に票差を広げ、最終的にはブリックデルに251票の差をつけて第2位で当選したのであった。各候補者の最終得票数は、クリューガー3565票、バーク2707票、ブリックデル2456票、ニュージェント283票であった⁽⁵³⁾。当選が決まった11月2日、バークは姉ジュリアナに選挙の結果を次のように報告している。

「私がヨークシャーのモールトンから選出された後、この街〔ブリストル〕の何人かの立派な人たちが、私にここから立候補するよう勧めてくれ、これまでの中でも最も激しく、かつ最も長期にわたる選挙戦を戦って251票差で当選しました。落選した〔ブリックデルの〕陣営は、〔選挙無効の〕申し立てをすると言って脅しています。しかし、彼らにはそれを行えるだけのしっかりした根拠がないので安心しています。選挙は1ヵ月間続きました。私は当地へ来る数日前に指名されました。……その時私は、ロンドンから220マイル、ブリストルから少なくとも270マイル離れたところにいました。……ブリストルは王国第2の都市です。私の方からは何のお願いもしていないのに出馬を要請され、公共心に富む多くの紳士たちに多大の出費と苦労をおかけして選出されました。これは大変名誉なことです⁽⁵⁴⁾。」

こうしてバークは、クリューガーと共にロンドンに次ぐ大都市であるブリストル市選出議員となった。それはバークの実力が認知されたことを如実に示すものであり、この手紙でも言われているように、バークにとってはこの上なく名誉なことであった。そして彼は、投票締め切り翌日の11月3日、当選を感謝する先の演説よりもいっそう有名な「ブリストルの選挙人に対する演説」(Speech to the Electors of Bristol)を行ったのであった⁽⁵⁵⁾。それは短い演説であった。しかし実はこの演説の中でバークは、「代表」に関するきわめて重要な理論を打ち出したのである。そしてその理論こそが、バークのブリストル選出を歴史的に価値あらしめるまさに当のものとなつたのであった。そこで我々は、節を改めてその演説とそこに盛られた思想を検討しよう。

注

- (1) 挿稿「エドマンド・バークとアメリカ革命（上）」（『聖徳学園岐阜教育大学紀要』第27集、1994年）参照。
- (2) ジョージ3世は、早くからノースに議会を解散するよう勧めていた。(The King to Lord North [24 August 1774] , *The Correspondence of King George the Third from 1760 to December 1783*, ed. Sir John Fortescue [London : Macmillan, 1927-28] , vol.III, pp. 125-26. [以下, *The Correspondence of George III*と略記する。])しかしノースは、不意打ち解散によって得るものも多くあるが、選挙の準備不足のために落選する与党議員も出るであろうとして、早期の解散には消極的であった。(Lord North to the King [27 September 1774] , *ibid.*, p. 134.)しかし結局のところノースは、国王の意向 (The King to Lord North [27 September 1774] , *ibid.*, p. 134) を受け入れて解散に踏み切つたのである。
- (3) Cf. Bernard Donoughue, *British Politics and the American Revolution : The Path to War, 1773-75* (London : Macmillan, 1964) , p. 179 ; Frank O'Gorman, *The Rise of Party in England : The*

保守と改革 —エドマンド・バークの政治思想—(上)

- Rockingham Whigs, 1760-1782* (London : George Allen & Unwin Ltd., 1975) , p. 315.
- (4) The Marquis of Rockingham to Burke (2 October 1774) , *The Correspondence of Edmund Burke*, ed. Thomas W. Copeland et al. (Cambridge : University Press ; Chicago : The University of Chicago Press, 1958-78) , vol.III, p. 48. (以下, *Correspondence* と略記する。)
- (5) The Marquis of Rockingham to the Duke of Portland (1 October 1774) , Lewis B. Namier and John Brooke (eds.) , *The History of Parliament : The House of Commons, 1754-1790* (London : HMSO, 1964) , vol. I , p. 73.
- (6) O'Gorman, *op. cit.*, pp. 319-20.
- (7) ダウズウェルの病気については、バークとロッキンガムの次の書簡でも触れられている。Burke to Mrs. William Dowdeswell (7 September 1774) , *Correspondence*, vol.III, pp. 21-22 ; The Marquis of Rockingham to Burke (13 September 1774) , *ibid.*, p. 24 ; Burke to the Marquis of Rockingham (18, 25 September 1774) , *ibid.*, pp. 28-29, 35 ; Burke to the Duke of Richmond (post 26 September 1774) , *ibid.*, p. 40 ; The Marquis of Rockingham to Burke (2 October 1774) , *ibid.*, pp. 48-49.
- (8) Cf. John Brooke, *The Chatham Administration, 1766-1768* (London : Macmillan, 1956) , p. 278 ; Donoughue, *op. cit.*, pp. 188-89 ; Namier and Brooke (eds.) , *The History of Parliament*, vol.III, pp. 407-408. もっともサヴィルは、ロッキンガムとロッキンガム夫人に懇願されて、政界引退を思いとどまっている。
- (9) The Marquis of Rockingham to the Duke of Portland (1 October 1774) , Namier and Brooke (eds.) , *The History of Parliament*, vol. I , p. 74.
- (10) Cf. O'Gorman, *op. cit.*, p. 320. 小松春雄『イギリス政党史研究—エドマンド・バークの政党論を中心にして』(中央大学出版部, 1983年), 235頁参照。
- (11) Burke to the Marquis of Rockingham (18, 25 September 1774) , *Correspondence*, vol.III, pp. 32-33.
- (12) しかしこのような事態になんしても、バークはヴァーニに対する尊敬と感謝の気持を失うことはなかった。 Burke to the Marquis of Rockingham (18, 25 September 1774) , *ibid.*, p. 33 ; Richard Burke, Sr. to Joseph Bullock (5 October 1774) , *ibid.*, pp. 55-56.
- (13) Thomas Wilson to Burke (28 June 1774) , *Correspondence of the Right Honourable Edmund Burke : Between the Year 1774, and the Period of his Decease, in 1797*, ed. Charles William, Earl Fitzwilliam, and Sir Richard Bourke (London : Francis & John Rivington, 1844) , vol. I , pp. 465-67 (以下 *Correspondence [1844]* と略記する) ; Burke to Thomas Wilson (1 July 1774) , *Correspondence*, vol. III, p. 3-4.
- (14) Burke to the Marquis of Rockingham (18, 25 September 1774) , *ibid.*, p. 29.
- (15) *Ibid.*, p. 35. 中野好之『評伝バーク—アメリカ独立戦争の時代—』(みすず書房, 1977年), 380-81頁参照。
- (16) 拙稿「バークの政界登場とロッキンガム派弁護論(I)」(『聖徳学園岐阜教育大学紀要』第22集, 1991年), 17, 25頁注(2)参照。
- (17) Burke to the Marquis of Rockingham (18, 25 September 1774) , *Correspondence*, vol.III, p. 35.
- (18) The Marquis of Rockingham to the Duke of Portland (1 October 1774) , *ibid.*, p. 35, n. 2.
- (19) The Marquis of Rockingham to Burke (2 October 1774) , *ibid.*, p. 48.
- (20) *Ibid.* なお、ロッキンガムからウィリアムへの支援を得られなかつたバークは、今度はポートランドに懇請した。(Burke to the Duke of Portland [c. 4 October 1774] , *ibid.*, p. 53.) その結果、ウィリアムは

ポートランドの資金援助を受けることができ、サリー州のハスルミア(Haslemere)選挙区で立候補することになった。しかし結果は落選であった。Burke to Charles O'Hara (2 November 1774), *ibid.*, p.73.

- (21) Burke to Richard Champion (5 October 1774), *ibid.*, p. 54.
- (22) チャンピオンについては、Peter T. Underdown, "Burke's Bristol Friends," *Transactions of the Bristol and Gloucestershire Archaeological Society*, vol. LXXVII (1958), pp. 128-35 を参照。
- (23) 18世紀におけるブリストルの社会的・経済的状況については、Walter E. Minchinton, "Bristol-Metropolis of the West in the Eighteenth Century," *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser., vol. IV (1954), pp. 69-89; Idem (ed.), *The Trade of Bristol in the Eighteenth Century* (Bristol: Bristol Record Society, 1957); Idem, "The Port of Bristol in the Eighteenth Century," in Patrick McGrath (ed.), *Bristol in the Eighteenth Century* (Newton Abbot: David & Charles, 1972), pp. 127-59 を参照。また、当時の人々がブリストルをどのように見ていたかについては、Peter T. Marcy, *Eighteenth Century Views of Bristol and Bristolians* (Bristol: Bristol Branch of the Historical Association, 1966) が詳しい。
- (24) Cf. Peter T. Underdown, "Henry Cruger and Edmund Burke: Colleagues and Rivals at the Bristol Election of 1774," *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., vol. XV, no. 1 (January 1958), p. 15.
- (25) Cf. Lewis B. Namier, *The Structure of Politics at the Accession of George III*, 2nd edn. (London: Macmillan, 1957), pp. 90-91; Ian R. Christie, "Henry Cruger and the End of Edmund Burke's Connection with Bristol," *Transactions of the Bristol and Gloucestershire Archaeological Society*, vol. LXXIV (1955), p. 156.
- (26) ニュージェントとブリックデルについては、Namier and Brooke (eds.), *The History of Parliament*, vol. II, pp. 115-16, vol. III, pp. 218-22 を参照。
- (27) Cf. Peter T. Underdown, *Bristol and Burke* (Bristol: Bristol Branch of the Historical Association, 1961), p. 6; Idem, "Henry Cruger and Edmund Burke," p. 15.
- (28) 拙稿「ウィルクス事件とバークの『現在の不満』(上)」(『聖徳学園岐阜教育大学紀要』第25集, 1993年), 1-14頁参照。
- (29) Cf. Underdown, "Bristol and Burke," p. 6.
- (30) Cf. Namier and Brooke (eds.), *The History of Parliament*, vol. I, pp. 284-85. なお、クリューガーについては *ibid.*, vol. II, pp. 280-82 を参照されたい。
- (31) ハーフォードについては、Underdown, "Burke's Bristol Friends," pp. 135-41 を参照。
- (32) 前掲拙稿「エドマンド・バークとアメリカ革命(上)」, 139-51頁参照。
- (33) Cf. Ernest Barker, *Essays of Government*, 2nd edn. (Oxford: Clarendon Press, 1951), p. 179.
- (34) Richard Champion to Burke (1 October 1774), *Correspondence*, vol. III, p. 47.
- (35) Burke to Richard Champion (5 October 1774), *ibid.*, p. 54.
- (36) *Ibid.*, tn. Cf. Underdown, "Henry Cruger and Edmund Burke," p. 23.
- (37) The Marquis of Rockingham to Burke (5 October 1774), *Correspondence*, vol. III, p. 56.
- (38) Burke to the Marquis of Rockingham (9 October 1774), *ibid.*, pp. 61-62.
- (39) Namier and Brooke (eds.), *The History of Parliament*, vol. I, p. 285. なお、この時代のイギリスは公開選挙制をとっており、各候補者の得票数が毎日公表された。
- (40) 首相ノースもこのことを国王に伝えている。Lord North to the King (September 1774), *Correspondence of George III*, vol. III, p. 137.

保守と改革 一エドマンド・バークの政治思想一(上)

- (41) ファーとノーブルについては、Underdown, "Burke's Bristol Friends," pp. 141-50 が詳しい。
- (42) The Marquis of Rockingham to Burke (11 October 1774) , *Correspondence*, vol.III, pp. 63-64.
- (43) 10月1日のチャンピオンの出馬要請からブリストル到着までの経緯は、中野前掲書、381-84頁で生き生きと叙述されている。
- (44) Edmund Burke, *Speeches at His Arrival at Bristol, and at the Conclusion of the Poll*, 1774, in *The Works of the Right Honorable Edmund Burke*, 4th edn., (Boston : Little, Brown, & Co., 1871) , vol. II, pp. 85-86. (以下、*Works*と略記する。) 中野好之訳『アメリカ論・ブリストル演説』〈エドマンド・バーク著作集(2)〉(みすず書房、1973年), 80-81頁。
- (45) *Ibid.*, pp. 86-87. 邦訳、81-82頁。
- (46) *Ibid.*, pp. 87-88. 邦訳、82-83頁。
- (47) *Ibid.*, p. 88. 邦訳、83-84頁。
- (48) Richard Shackleton to William Fry (20 October 1774) , *Correspondence*, vol.III, p. 65, tn.
- (49) Thomas Mullett to Burke (14 April 1775) , *ibid.*, p. 149.
- (50) Burke to the Marquis of Rockingham (25 October 1774) , *ibid.*, p. 68.
- (51) *Ibid.*, p. 67.
- (52) Jane Burke to the Marquis of Rockingham (1 November 1774) , *ibid.*, p. 72.
- (53) *Ibid.*, p. 72, n. 1.
- (54) Burke to Mrs. Juliana French (2 November 1774) , *Ibid.*, pp. 73-74. バークは同じ日に、友人C・オハラにも同様の手紙を書いている。Burke to Charles O'Hara (2 November 1774) , *ibid.*, pp. 72-73.
- (55) この演説は、先の演説と共に、*Speeches at His Arrival at Bristol, and at the Conclusion of the Poll*と題して、1774年12月19日にロンドンの書肆ウィルキー (Wilkie) から定価6ペニスで公刊された。Cf. William B. Todd, *A Bibliography of Edmund Burke* (Suffolk : St Edmundsbury Press, 1982) , p. 80.

二 代表の理論

投票が締め切られた翌日の1774年11月3日、ブリストルの執行官がクリューガーとバークの当選を宣言した。それを受け、まずクリューガーが選挙民に謝辞を述べた。そして代表者としての自己のあり方を次のように語った。

「選挙民は自分たちの選出した議員に指令する権利を持っているというのが、これまで私の奉じてきた考え方である。私としては、諸君から助言と指令 (counsels and instructions) を受けて、それらによって導かれるのが議会における私の義務であるとこれからもずっと考えるつもりである。私は、自分自身を我が選挙民の主人ではなくして召使いであり、選挙民の意志に優越するのではなくしてそれに従属する存在であると考えるつもりである。さらに対し付言するならば、私は国事に関する私の活動のすべてについて、諸君に対して責任があると考える者であるし、諸君の正しい判断に全面的に従うことを希望する者である⁽¹⁾。」

改めて言うまでもなく、代表 (representation) の問題は立法府の機能や立法者のあり方を考える上できわめて重要な問題である⁽²⁾。そのためこれまで代表についてさまざまな定義⁽³⁾

や議論がなされてきたが、ここでクリューガーの明らかにした代表の觀念は、いわゆる「委任代表」のそれであった。すなわちクリューガーは、議員は諸身分を代表し、それぞれの諸身分の指令に従って行動すべきとされた中世の身分制議会における古い代表の觀念に依拠しつつ、議員はあくまでも地域共同体の代表者であって、地元選挙民の意向に拘束され、彼らの意志と利害を忠実に表現すべき存在であると考えたのである。そしてクリューガーは、選挙民が候補者に自分たちの意向に従うか否かの試験 (test) を課し、態度の不明確な候補者には投票せず、かくして議員の行動を議会外から強く拘束しようとする試みを妥当なものとみなしたが、こうした代表觀や選挙時における態度表明についての見解は、実は当時の急進主義的な議会改革論者に一般的に見られるものであったのである⁽⁴⁾。

さて、こうしたクリューガーの急進主義的立場に対して、バークはいかなる立場をとったのであろうか。それはまったく対照的なものであった。すなわちバークは、クリューガーと同様選挙民に謝辞を述べた後、まず次のように語ったのである。

「私と一緒に選出された尊敬すべき同僚の紳士〔クリューガー〕が提起した話題に触ることを許していただきたい。……私も、この主題に関する自己の拙い見解についての明快な説明を諸君に与える義務があるだろう。

彼が諸君に向かって述べたところによれば、『指令という主題は、この都市において多くの論争と不安を生み出してきた』が、あえて彼自身は、この種の指令が強制的権威を持つという主張に対して賛成する旨を明らかにしている。

紳士諸君、疑いもなく代表者にとっては、彼が選挙民たちとの間の最も緊密な連繋、最も密接な交流、最も隔離なき連絡を保ちえることをもって、無上の幸福にして名誉と感ずべきものであろう。彼らの意志は彼にとって最大の重みを有さねばならず、彼らの見解は彼の敬意の、彼らの仕事は彼の絶えざる注目の的であるべきものである。彼らの休息や喜びや満足のために彼のそれらを犠牲にすること、そして何よりもまず、いかなる場合でも彼らの利益を彼自身のそれに優先させることこそが、彼の義務に他ならないのである⁽⁵⁾。」

こうしてバークは、まず代表者が選挙民と密接な接触を保って、常に彼らの意見や要求に耳を傾け、彼らの利益のために努力しなければならないことを力説する。その点で、バークの考えは『現在の不満』のそれと同じであり、それ自体、バークを含めたロッキンガム派の基本的な考えであった。またそれは、クリューガーの考えと何ら異なるものでもなかった。しかしバークは、これに続けて直ちに次のように言うのである。

「彼〔代表者〕の公平な見解、彼の賢明な判断、彼の啓発された良心は、絶対に諸君のため、否、生きているいかなる人間、いかなる党派の人々のためにも犠牲にされてはならない。彼のこうした資質は、諸君の好み (pleasure) に由来するのでもなければ、然り、法律や憲法に由来するのでもない。それらは実に神からの信託に他ならず、したがって、その乱用に対して彼は深い責任を負わねばならない。諸君の代表は諸君に対して、単に彼の勤

保守と改革 一エドマンド・パークの政治思想一(上)

勉のみならず、彼の判断力を役立てるという義務を負う。それゆえ、彼がこれを諸君の見解のために犠牲に供する場合には、彼は諸君に奉仕するのではなく、逆に諸君を裏切る結果となろう⁽⁶⁾。」

確かに、代表者は選挙民のことを考え、彼らの意向を重視しなければならない。そして彼らの利益を図っていかなければならぬ。しかしそのことは、代表者は選挙民の意志を代弁する単なるロボットのごとき存在であることを意味するのでも、彼ら自身の理性や判断力を自由に行使してはならぬということを意味するのでもない。むしろ逆に、代表者はみずから真の役割を果たすためには、自己の成熟した理性や判断力を適切に行使しなければならぬ。そのためには、代表者は選挙民の意志に拘束されたり、彼らに強制されたりしてはならないのである。

「私の尊敬すべき同僚議員は、自分の意志が諸君の意志に従属すべきであると述べている。もしこれが問題のすべてであるならば、事態は無邪気なものである。つまり、もし統治がどちらかの側の意志の問題であるならば、疑いもなく諸君の意志が優越すべきであろう。しかし統治と立法とは、意向 (inclination) の問題ではなくして理性と判断力 (reason and judgment) の問題である。……

意見を表明することはすべての人々の権利である。選挙民の見解は、代表者が常に進んで耳を傾け、常に真剣に考慮すべきかけがえのない貴重なものである。しかし、代表者が自己の判断力と良心から生じる最も明白な確信に反してまでも、必ず目的・盲従的に従い、支持しなければならぬというような權威的指令 (*authoritative instructions*) や委任 (*mandates*) が発せられるとしたならば、そのようなものは、少なくともこの国の法律の上では前代未聞のものであり、我が国の憲法の秩序と精神全体の完全な取り違えから生ずる誤解に他ならないのである⁽⁷⁾。」

こうしてパークは、代表者は選挙民の意志から自由であり、またそうあるべきであると考える。そして代表者はみずからの理性と判断力に基づいて、適切な政治行動をとるべきであると考える。その場合、指針となるべきは地方的な利益ではなくして全体的な利益である。代表者たる議員は、特定の選挙区の利害を代弁するのではなく、全国民の利害と「一般的な善」のために、国家的視野をもって行動すべきなのである。そして議会とは、本来、そのような代表者が国民全体の利益を目指して共に審議する集会に他ならないのである。

「議会は」——とパークは言う——「相互に敵対するさまざまな利害を代表する大使から成る会議体 (*congress*) ではない。そこでは、それぞれが代理人および代弁者 (*agent and advocate*) として、その他の代理人および代弁者に対してみずからの利益を守らなければならない。しかし議会とは1つの利益、つまり全体の利益を代表する1つの国民の審議的な集会 (*deliberative assembly*) である。したがってそこにおいては、地方の目的や地方の偏見ではなく、全体の一般的理性 (*general reason*) から生じる一般的な善 (*general good*)

こそが指針とならなければならないのである⁽⁸⁾。」

バークにとって議会はあくまでも国民全体の審議機関であり、それゆえ代表もいわゆる「国民代表」でなければならなかった。彼は、全体の利益よりも地方的利益を優先させる政治を嫌悪した。もちろん、バークとて地方的利益を無視しないし、それが無視されてよいとも考えない。なぜならば、地方的利益も全体の利益の一部を成すものであるからである⁽⁹⁾。したがって、バークも地方的利益をないがしろにすることはなかった。しかしそれにもかかわらず、バークの考えでは、個別的な地方の利益が社会の全体的利益を損なうことがあってはならないのである。すなわち代表者は、自己の利益よりも選挙民の利益を優先しなければならぬとしても、地方の選挙民の利益のみを考えていよいわけではなく、代表者たる者は、国民全体に配慮し、国民全体の利益を図っていかなければならぬのである。そしてそのためには、代表者は地方の選挙民から指令や拘束を受けるべきではなく、彼ら選挙民から独立し、みずからのイニシアティヴを保持しつつ、自由に討議し判断していかなければならぬのである。バークは、この演説の末尾近くでブリストル市民に向かって次のように述べた。それは、国民代表としてのみずからの立場を高らかに宣言するものであった。

「確かに諸君は議員を選出する。しかし、諸君がひとたび彼を選出した瞬間から、彼はブリストルの議員ではなくイギリス議会の議員となる。……

私が諸君の愛顧を求めようという気持になった最初の瞬間から、それを実地に恵まれるに至ったこの幸福な今日の日に至るまでの間、私は諸君に対し、自分の義務を謙虚に辛抱強く果たすべく努力するという以外の公約を何一つしてこなかった。正直言って、私はこの義務の重みを考えると身震いがするほどである。……素直に申し上げるが、議会の一員として立派な職責を果たすことは、決してなまやさしい仕事ではない。とりわけ卑屈なる従順か、それとも放恣な騒乱かという危険な両極端に走ろうとするきわめて強い傾向が存在する今日において、私はいっそうその感を強くする。慎重さと活力との結合は絶対に必要である。しかしそれは極度に困難である。我々は、今や一つの富んだ商業都市を代表する議員である。しかし、この都市はある一つの富んだ商業国家の一部分に他ならない。そしてこの国家全体の利害は、多様で多彩で複雑である。我々はこの偉大な国家を代表する議員であるが、この国家はそれ自体、我々の徳目と幸運のおかげで、東西の最もはるかな地域にまで拡大されてきた一大帝国の一部分にすぎぬものである。この広範囲に広がった利害権益のそれぞれが、検討され比較され——そして可能ならば調整されなければならない。我々は自由な国家を代表する議員なのである⁽¹⁰⁾。」

さてこうしてバークは、委任代表を退けて国民代表の理論を打ち出した。我々は、ここにバークのすぐれた道徳的な姿勢を見出すことができよう。またここに、バークの政治思想史的意義の1つを見出すこともできよう。もっとも我々は、国民代表の理論はバークにおいて初めて打ち出されたものと解してはならないであろう。というのもそれは、ウィッグ的代表

保守と改革　—エドマンド・バークの政治思想—(上)

理論として、バーク以前からすでに存在していたからである⁽¹¹⁾。例えばA・シドニは、R・フィルマーの神権説を論駁した『統治に関する論考』(Discourses Concerning Government, 1698)で次のように述べている。「ケントやサセックス、リューズやメイドストンにおいて選ばれた議員が議会で奉仕すべく送られるのは、それらの場所のためでなく、全国民のためである。彼らが判断を下すための情報として、また彼らの言うことにいっそう重みを持たせるために、選挙人の意見に耳を傾けるのは友人としても隣人としても良いことであろう。……しかし彼らが奉仕し、かつ彼らの決議に等しく関心を持つ国民全体が集会しえないとすれば、彼らはいかなる者に対してもみずから行動を説明する義務などないのだ⁽¹²⁾。」

もちろん、シドニのこの表現は今なお未熟であろう。しかし1734年になると、J・ウィリスとW・ヤングは議会でそれぞれ次のように発言しているのである。

「選挙に関する限り、我々が民衆に全面的に依存しているということは容易に認めることのできる事柄である。しかし、我々がひとたび選出されて議会に席を得ると、我々は有権者にもはや依存しないし、少なくとも議会内での我々の行動についてはそうである。彼ら有権者の全権能は、我々が選出されたその瞬間に我々の側に移る。我々は、本院に提起されるすべての問題を、公共の利益のみを重視して我々の判断に従って解決すべきである。もし我々がそうしないならば、そして我々が我が選挙民に依存し、彼らの発する指令に盲目的に従わなければならぬとしたら、我々は自由に行動しているとは言いえないし、そのような議会は自由な議会であるとは到底言いえないである⁽¹³⁾。」

「我々は本院にひとたび議席を得たら、みずからをイングランドの庶民全体の代表の1人とみなすべきである。我々は、我々の代表する州や都市に何ら特別の偏見(bias)を持つべきではない。これは決して異常な理論でも、新奇な理論でもない。それゆえ私は、本院のすべての議員がこのことを確固たる行動原理とすることを望む⁽¹⁴⁾。」

この議会演説から11年後、ヤングは再び地方的利益よりも全体的利益の優先を説いてこう語っている。「代理人(attorney)という言葉が、本院の議員はあたかも各々の代表する州や都市の代理人にすぎないかのごとく、論争の場に巧みに持ち出されてきた。しかし我が憲法によって、議員は選出された後に代表者となる。あるいはこう呼びたければ、彼はイングランドの民衆の代理人となる。そしてこうした存在として、彼はイングランドの民衆全体にとって最善と考えることをまったく自由に行うことができる。彼はみずからの選挙民の助言を受け取るかもしれないし、それを求めるかもしれない。またそれに従うことさえあるかもしれない。しかし、彼がそれを国家の一般的利益に一致しないと考えた場合には、彼は選挙民の助言に拘束されないし、またそれに従うべきではないのである⁽¹⁵⁾。」

さて我々は、以上のような引用文からも、バーク以前に国民代表の理論がすでに存在していたことを明瞭に知ることができるであろう。それゆえ、バークにおける国民代表の理論の斬新さをあまりに強調してはならない。むしろL・S・サザーランドやA・H・バーチが言

うように、バークは代表理論に関する長い伝統に従いながら、当時のイギリスで一般的に受け入れられていた正統的な見解を表明していたにすぎないのである⁽¹⁶⁾。しかしそれにもかかわらず、バークの代表の理論が政治思想史的にも政治史的にも大きな意義を持っていることは明らかである。というのもイギリスにおける国民代表の観念は、バークの影響力によっていよいよ確固たるものとなり、議員に対して指令するという慣習もその後次第に行われなくなつたからである。その点で、我々はバークの代表理論の有する意義を見落としてはならないのである。

ところで、バークの代表の理論が彼の政党論と同様、バークの保守主義と密接に関連し、いわばその1つの表現であることについて多くを語る必要はないであろう。バークは国民代表の考えを鮮明に打ち出すことによって、指令という形式を用いてさまざまな議会改革案を議員に押しつけようとする急進主義者が今以上にその勢力を拡大するのを、また民主主義が今以上に進展するのを全力で食い止め、かくして憲法のバランスを保持しようとしたのである。彼はブリストル演説より5年前の1769年3月1日にも、議員に対する指令を批判してこう述べていた。「代表者に対する指令の学説について言えば、それは何ら理性に基づいていない。……それは憲法を破壊するであろう⁽¹⁷⁾」と。

もっとも、権威的指令や委任を激しく批判しながら、代表者は地方的利益よりも全体の利益を優先させなければならないとバークが言う時、そこで言われる「全体」の意味内容は必ずしも明確ではない。その点で、政党を「全員一致したある特定の原理に基づき、共同の努力によって国家的利益を促進するために結合した人間集団⁽¹⁸⁾」と定義づけながらも、「特定の原理」や「国家的利益」の具体的な内容については今なお曖昧なままであった政党の場合と同様である。したがってバークの国民代表の理論が、政党論と同様、いささか観念的で理想主義的であることは否定できない。しかしそのことは別として、バークの代表者論が保守的であることは疑いえない。すなわち彼は、国民代表の理論を唱えることによって、君主政・貴族政・民主政の三原理の上に成り立つイギリス憲法の微妙な均衡を維持し、それを保守しようとしたのであった。

代表者は広い視野に立って国全体の利益を目指すべきであるというバークのこうした国民代表の理論が、一種のエリート主義に立脚していること、そしてその理論が、エリート主義の実例としての「実質的代表」(virtual representation)の理論に繋がっていくことは明らかであろう⁽¹⁹⁾。バークの実質的代表論については別稿で検討するが、いずれにせよバークは、代表者たる者はどこまでも倫理的・政治的叡知としての思慮を有するエリートでなければならぬと考えていたのであった。そしてバークは、みずからを国民を代表するエリートとみなしながら、実際の政治の場で華々しく活躍していったのである。しかしながら、みずから国民代表としての姿勢を貫いたがゆえに、地元利益の実現を第一義と考えるブリストル選挙民とは次第に疎遠となり、やがて1780年の総選挙では、同選挙区からの立候補を辞退せ

保守と改革 —エドマンド・バークの政治思想—(上)

ざるをえないという悲哀を味わうことになるのである。我々は、別な機会にこうした経緯を見ていくであろう⁽²⁰⁾。

注

- (1) Underdown, "Henry Cruger and Edmund Burke," p. 31, n. 80 ; Namier and Brooke (eds.) . *The History of Parliament*, vol. II, p. 280.
- (2) Cf. Heinz Eulau et al., "The Role of the Representative : Some Empirical Observations on the Theory of Edmund Burke," *American Political Science Review*, vol. LIII, no. 3 (September 1959) , p. 742.
- (3) 代表という言葉がどのように定義されてきたかを知るには、次のものが便利である。John A. Fairlie, "The Nature of Political Representation," *American Political Science Review*, vol. XXXIV, no. 2-3 (April-June 1940) , pp. 236-48, 456-66.
- (4) いわゆる「指令」の急進主義的見解については、cf. Paul Kelly, "Constituents' Instructions to Member of Parliament in the Eighteenth Century," in Clyve Jones (ed.) , *Party and Management in Parliament, 1660-1784* (New York : St. Martin's Press, 1984) , pp. 169-70, 180.
- (5) Burke, *Speech at His Arrival at Bristol, and at the Conclusion of the Poll*, in *Works*, vol. II, pp. 94 -95. 邦訳〈著作集(2)〉, 91頁。
- (6) *Ibid.*, p. 95. 邦訳, 91頁。
- (7) *Ibid.*, pp. 95-96. 邦訳, 92頁。
- (8) *Ibid.*, p. 96. 邦訳, 92頁。
- (9) 小川晃一「政治的代表の論理」(『北大法学論集』第37巻1号, 1986年), 46頁, 注(49)参照。
- (10) Burke, *Speech at His Arrival at Bristol, and at the Conclusion of the Poll*, in *Works*, vol. II, pp. 96 -97. 邦訳, 92-94頁。
- (11) 以下の叙述は, Anthony H. Birch, *Representation* (London : Pall Mall Press, 1971) , pp. 37-40. 河合秀和訳『代表』(福村出版, 1972年), 49-53頁; Kelly, *op. cit.*, pp. 169-89 に多くを負っている。
- (12) Algernon Sidney, *Discourses Concerning Government* (1698 ; rpt. New York: Arno Press, 1979) , p. 451. なお、シドニーの代表観については、J. R. Pole, *Political Representation in England and the Origins of the American Republic* (Berkeley : University of California Press, 1971) , pp. 13-17 も参照されたい。
- (13) *The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the Year 1803* (London : T. C. Hansard, 1806-20) , vol. IX, p. 435. (以下, *Parliamentary History* と略記する。)
- (14) *Ibid.*, p. 450.
- (15) *Ibid.*, vol. XIII, p. 1078. なお、W・ブラックストンも1765年に次のように述べている。「すべての議員は、たとえある特定の地域から選ばれようと、いったん選挙され選出されたからには、王国全体に奉仕する。というのも彼が登院する目的は、特殊的ではなくして一般的なものであり、単に彼の選挙民を利するためではなくして、国家共同体を利するためだからである。……したがって議員は、そうすることが適切であると考えない限り、特殊な問題について彼の選挙民と相談したり、彼らの忠告に従う必要はない。」(William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, ed. George Sharswood [Philadelphia : George W. Childs, 1869] , vol. I , p. 159.)

- (16) Lucy S. Sutherland, "Edmund Burke and the Relations Between Members of Parliament and Their Constituents," *Studies in Burke and His Time*, vol. X, no. 1 (Fall 1968), p. 1006; Birch, *op. cit.*, p. 39.邦訳, 51頁。なお、次のものも参照されたい。Pole, *op. cit.*, p. 399; 青木康「イギリス近代史における中央と地方の問題をめぐって」(『イギリス史研究』第38号, 1985年), 18頁, 同「議会外勢力の成長—18世紀末のイギリス政治—」(歴史学研究会編『歴史学研究』第659号, 1994年), 33頁。
- (17) *Sir Henry Cavendish's Debates of the House of Commons, during the Thirteenth Parliament of Great Britain*, ed. John Wright (London: Longman, 1841), vol. I, pp. 287-88.
- (18) Burke, *Thoughts on the Cause of the Present Discontents*, in the *Writings and Speeches of Edmund Burke*, ed. Paul Langford et al., 12 vols. (Oxford: Clarendon Press, 1981-), vol. II, p. 317. 中野好之訳『現代の不満の原因・崇高と美の観念の起源』(エドマンド・バーク著作集(1)) (みすず書房, 1973年), 275頁。
- (19) Cf. Hanna F. Pitkin, *The Concept of Representation* (Berkeley: University of California Press, 1967), p. 172.
- (20) 本節のテーマを考察するにあたっては、次のものも参照した。James Hogan, *Election and Representation* (Cork: Cork University Press, 1945); Samuel H. Beer, "Representation of Interests in British Government," *American Political Science Review*, vol. LI, no. 3 (September 1957), pp. 613-50; Peter T. Underdown, "Edmund Burke, The Commissary of his Bristol Constituents, 1774-1780," *English Historical Review*, vol. LXXIII (April 1958), pp. 252-69; James Conniff, "Burke, Bristol, and the Concept of Representation," *Western Political Quarterly*, vol. XXX, no. 3 (September 1977), pp. 329-41; John P. Reid, *The Concept of Representation in the Age of the American Revolution* (Chicago: The University of Chicago Press, 1989); ハインツ・ユーロー「代表觀の變遷」(I・デ・ソラ・プール編『現代政治学の思想と方法』内山秀夫他訳(勁草書房, 1970年)所収), 91-138頁, 吉田善明「代表民主制論の法的研究—19世紀のイギリス憲法を素材として—」(『法律論叢』第61巻2・3合併号, 1988年), 山本悦夫「イギリス憲法におけるマンディト(選挙委任)論の法的意義—学説と判例—」(『法学新報』第99巻11・12号)。

三 ヨークシャー運動

バークがブリストル選出議員として議会に席を占めていた間のイギリスは、対アメリカ戦争のためにきわめて多難であった。しかも、サラトガで敗北を喫したイギリスは、1778年6月にフランスと交戦状態に入り、1年後の79年6月にはスペインとも戦火を交えることになった。そして翌80年には武装中立同盟が北ヨーロッパ諸国で結成され、イギリスは文字どおりの孤立状態に陥った。状況はイギリスにとって最悪であった。もちろん、こうした事態に陥る前に、政府は和平の試みとしてカーライル使節団をアメリカに派遣している。しかし時すでに遅く、交渉は失敗に終り、政府の無力さや対応の鈍さをさらけ出すばかりであった。ノース政権は動搖した。しかも政府の直面していたのはアメリカ問題だけではなかった。アイルランド通商問題やカトリック救済問題もノース政権に重くのしかかっていた。

こうした難局を乗り切るためにには、首相に強い指導力や決断力が必要であった。しかしノースにはそうした能力が欠けていたし、彼自身もそのことを十分自覚していた。そのためノー

保守と改革 一エドマンド・パークの政治思想一(上)

スは、再三再四ジョージ3世に辞任を申し入れた。例えば彼は、1778年5月と79年11月の国王宛書簡でそれぞれ次のように述べている。

「陛下に仕えることができますのは、有能で自己の能力に自信を持ち、物事をきっぱりと決断できて、しかも決定したことを威儀をもって実行に移すことのできる人物です。それこそが、首相の資質でなければならないと思います。また、賢明な計画を立てて、政府のあらゆる力と機能を結合させることのできる人物がいなければならぬと思います。疑いもなく私はそのような人間ではありません。……これは見せかけの謙遜ではございません。私が現在の国難に立ち向かう気力を失うにつれて、私のかつての怠惰はますます募っています。私の能力は目立って衰え、記憶力も悲しいまでに衰退しています。しかもそれに加えて、下院の支持が毎日失われていくのを感じるのです⁽¹⁾。」

「私は、能力的に今の地位にふさわしくない人間だということをこれまで認めきましたし、そのことを自覚するがゆえに、私は今の地位にとどまるのは犯罪であるとさえ考えてきました。私は過去10年間、惨めな思いで陛下のご命令に従ってきました。しかし陛下は、今やこの惨めさの主たる原因は私自身にあるとお考えになっておられますから、私が速やかに引退するをお許し願いたく存じます。……私は、民衆が苦しんでいる時に、この地位にとどまっているのは罪深いことだと考えないわけにはいきません⁽²⁾。」

こうしたノースの懇請は、しかし国王に聞き入れられなかった。ジョージ3世にとってノースのように従順な人間は、みずからの政治目的を達成する上に欠きえぬ存在であったのである。我々は、ノース内閣が末期症状を呈しつつも、以後数年間にわたって存続するのを見していくであろう。

ところで、アメリカとの戦争が勃発して後のイギリスの民衆は、戦争をおおむね支持するか、もしくはそれを好意的に受け止めていた。しかし戦争が長期化するにつれて、戦費調達のための重い税負担や、アメリカ市場の喪失からくる経済状況の悪化のために次第に不満を募らせていた。そればかりか、サラトガでの敗北、アメリカ・フランス間の条約締結、フランスとスペインの参戦等々が現実のものとなり、しかも79年には両国の連合艦隊がイギリス海峡に出現するようになると、民衆は本土攻撃の不安や危機感を抱き、やがて政府の戦争政策を激しく批判するようになった。そしてついには、政府の戦争政策を批判するだけにとどまらず、政治・経済改革を求める反政府的な改革運動を全国各地で展開するようになった⁽³⁾。州運動 (county movement) と呼ばれるその運動は、1779年の冬に始まり翌80年の春にピークに達したが、その代表的なものがいわゆる「ヨークシャー運動」(Yorkshire Movement) であった。

イングランドの北東部に位置し、イングランド最大の州であるヨークシャーは、ウェントワースに広大な領地を有するロッキンガム侯が、同州の権門として強い影響力をふるうロッキンガム派最大の拠点である。そのヨークシャーで、地元の有力なジェントリであるC・ワ

イヴィル⁽⁴⁾が、79年11月から州集会（county meeting）の開催準備を始めた。集会開催の目的は、戦争の長期化による国家財政の逼迫という厳しい現状を鑑みて、主として公金浪費の排除、すなわち冗職や法外な年金支給の廃止等を要求する請願の提出、および他の州・都市と連絡を取り合う「通信委員会」（Committee of Correspondence）や改革運動を指導する「協会」（Association）の設置等について話し合い、それらを決議するところにあった⁽⁵⁾。彼はヨークシャーのジェントルマンに集会参加を呼びかけた。その際ワイヴィルは、当然のごとくロッキンガムに協力を要請することを忘れてなかった。それに対してロッキンガムは、後述するように積極的な支持を打ち出していくが、しかし実のところワイヴィルとロッキンガムとの間には、改革運動をめぐって考え方の相違があった。すなわちワイヴィルは、ロッキンガムの協力を求めながら、しかし特定の党派や貴族の影響力を排除し、ジェントリ主体の独自の議会外改革運動を志向しており⁽⁶⁾、また運動の目的も、財政改革＝経済改革のみならず、短期議会制や選挙制度の改正といった議会改革＝政治改革も明らかに彼の念頭にはあったのである⁽⁷⁾。このようなワイヴィルの考えは、ロッキンガムの考えと一致するはずもなく、とりわけ議会改革の要求は、後に詳しく見るようにロッキンガムやバークの嫌悪するところであった。したがってワイヴィルの議会外運動は、ロッキンガム派の議会内運動と密接な関連を持ちながら、しかしやがて運動方針の違いを露呈していくことになるが、しかしともかくもワイヴィルは、州集会を開催すべく精力的に準備を進めたのであった。そして年も押し迫った12月30日、州都ヨーク市で州集会が開かれたのである⁽⁸⁾。

その日の集会には、ヨークシャー選出議員であるG・サヴィルによれば、600名を超すジェントルマンが参加した⁽⁹⁾。そこには、ロッキンガムをはじめとする7名の貴族、17名の下院議員も含まれていた⁽¹⁰⁾。集会はほぼワイヴィルの思惑どおりに進み、彼の作成した請願を議会に提出する案が、ごく少数の反対にあったものの圧倒的多数で可決された⁽¹¹⁾。有名なその請願文は次のとおりである。

「イギリス国民は、この数年間莫大な金のかかる不幸な戦争を行っている。我々の貴重な植民地の多くは今や独立を宣言し、グレート・ブリテンの執拗で危険な敵であるフランスおよびスペインと堅固な同盟を結んでいる。こうした不幸が積み重なった結果は、国債の巨大な増額であり、重税の累積や王国の通商、製造業、地代の急速な衰退である。

資源の減少と国の負担の増大という状況を懸念して、また厳しい節約が今や国家のあらゆる部局で必要不可欠であると確信して、請願者は、国民が悲惨で疲弊した状態にあるにもかかわらず、多額の公金が浪費され、多くの人間が冗職を占め、法外な俸給で官職に就き、しかも功なくして年金を得て、その額がますます増大しつつあるのを大変悲しく思う。これによって国王は、非立憲的な大きな影響力を獲得した。もしこれを抑制しないならば、やがて我が国の自由にとっては致命的となるかもしれない。

請願者は、すべての正当な政府の真の目的は個々人に俸給を与えることではなく、共同

保守と改革 一エドマンド・バークの政治思想一(上)

社会の福利であると考え、また、国家財政は我が国の憲法によって名誉ある議会の監督に委ねられていると考える。それゆえここに申し立てられた大きな苦しみを癒すための何らかの効果的な措置がとられるまでは、現行課税の枠を超えて公金を認めるることは国民の権利と財産にとって有害であり、議会の名誉と威儀を損なうものであると申し上げたい。

したがって請願者は、この名誉ある議会の正義に訴えて、議会が公金の支出における大きな悪習を調査してそれを改善し、あらゆる法外な俸給を引き下げ、すべての冗職と不当な年金を廃止するための有効な措置がとられるまでは、いかなる税も我が国において新たに課せられてはならないことを厳粛に要求する⁽¹²⁾。」

この請願は、約2万と推定されるヨークシャーの有権者⁽¹³⁾の2分の1から3分の1にあたる8407名の署名を添えて⁽¹⁴⁾、1780年2月8日にロッキンガム派のサヴィルによって議会に提出された⁽¹⁵⁾。そしてこれを嚆矢として、イギリス議会史に残る経済改革をめぐる大論争が長期にわたって展開されることになった。バークの「経済改革案」が提出されたのは、3日後の2月11日のことである。

ところで、ヨークシャー集会で決議されたのは、請願を議会に提出することだけではなかった。閉会間近には、ワイヴィルの意図していたいま1つのことも可決された。すなわち、「請願の目的を効果的に達成する上に必要な通信を行い、かつまた合法的で立憲的な基盤に立って、称賛すべき改革と議会の自由の回復に繋がる措置を支援するため協会設立の準備を進めること⁽¹⁶⁾」が決議され、61名の通信委員が任命されたのである⁽¹⁷⁾。その結果、ヨークシャーの改革運動は瞬く間に他の州や都市にも広がった。ヨークシャー集会からわずか4日後の1780年1月3日には、ハンプシャーでも州集会が開かれ、ヨークシャーと同様の請願が採択されている⁽¹⁸⁾。また1月7日には、ウィルクス事件の舞台となったミドルセクス州でも集会が開かれ、請願が採択されるとともに、『アニュアル・レジスター』によれば53名の通信委員が任命された⁽¹⁹⁾。そしてその後全国各地で次々と集会が開かれ、80年の1月末までに17の州から、また2月の末までにさらに8つの州から請願が出され、ロンドンやウェストミンスターやブリストル等々の各都市もそれに続いて、80年4月末までには41の州や都市から請願が提出されたのであった⁽²⁰⁾。

このようにして、ヨークシャーで始まった改革運動は短期間のうちに急速に拡大し、かつてない規模で全国各地の州や都市で展開された。ちなみに、請願に署名したのは全国で6万人以上であったと言われている⁽²¹⁾。ところで、ヨークシャー運動は先に見た請願文に明らかのように、運動開始当初は公金浪費の排除を中心とする経済改革を主たる目標としていた。もっとも、先の集会で「議会の自由の回復に繋がる措置を支援する」と言われているように、議会改革も明らかにワイヴィルの意識のうちにはあった。しかしその時点では、議会改革の考え方や方向性はいまだ明確にされず、むしろそれは経済改革の背後に意図的に隠されているかのごときであった。

しかしながら、改革の気運が盛り上がった80年1月以降、運動の性格は大きく変化する。すなわち、ワイヴィルたちは経済改革のみならず急進的な議会改革もはっきりと主張し、それを改革運動の目標として掲げるようになったのである。例えば、1月21日に開かれたヨークシャー委員会では、経済改革とともに短期議会制や平等な代表制も要求していくことが決議され⁽²²⁾、また選挙に際しては、候補者がそうした改革の要求に賛成の態度を表明した場合のみ、その候補者に支持を与えることが決定されているのである⁽²³⁾。そしてさらにロンドンで開催された代表者全国会議 (general meeting of deputies) では、経済改革と同様議会改革も明確に主張され、改革運動の急進化がいよいよ鮮明になっていったのである。すなわち、このあたりの事情をいま少し述べておくなれば、80年2月にワイヴィルが各地の改革委員会に代表者全国会議への参加を呼びかけた。その呼びかけに応じて、バッキンガムシャーやグロスター・シャーやハートフォードシャーなど計12の州と、ロンドン、ウェストミンスター、ニューカastle、ノッティンガムの4つの都市からそれぞれ2名ないし3名の代表者がロンドンに集結し⁽²⁴⁾、3月11日から20日にかけて計6回の会議が開かれた。そしてその会議の結果、経済改革、1年議会制、州選出議員の100人増加を要求することが可決され、しかも次の総選挙では、1月21日のヨークシャー委員会における決議と同様、以上の要求事項に賛成を表明し、それらの実現のために議員活動することを誓約した候補者にのみ投票するよう、有権者に働きかけすることも決議されたのである⁽²⁵⁾。

このようにして、ヨークシャー運動は議会改革の傾向を強く帯びつつ急進化への道を辿ることになった。運動が議会改革へと傾斜していったことは、3月28日のヨークシャー集会における決議からも明らかであろう。すなわちその日の集会では、79年12月30日のヨークシャー請願文と同様経済改革の重要性が強調されながらも、その時よりもいっそう議会改革に比重を置いた次のような決議がなされているのである。

「経費のかかる現在の不幸な戦争を通じて、我が王国の通商や製造業や地代は著しく衰退した。国民の負担は年々の新規課税によって耐えられないほど増大し、国債は莫大となり、王の不当な影響力は脅威を感じるほどまでに拡大した。……国民が難儀し困窮しているこのような時に、国民を苦しみから救済できると考えられるのは自由で廉潔な議会のみである。……

署名をした我々は、公金浪費をめぐる経済改革こそが、議会の自由を回復する上に最も本質的で最も必要な方策であると考える。

また我々は、議員の大多数が腐敗した選挙区(borough)から選出されているところから、議会における国民の代表が甚だしく不平等になっていると考える。こうした選挙区は、国王や少数の門閥貴族の意のままにされているか、もしくは広範に買収されているかのどちらかである。……代表を選ぶ権利が不平等に配分されていることこそが、現在のおびただしい社会悪の主たる原因なのである。……我々は、次のことに同意したことを宣言する。

一、経済改革は国民の請願によって要望された。断固たる厳しい節約計画は、今や国家のあらゆる部局において必要不可欠であり、国王の非立憲的な影響力を弱めるための最も重要な規制措置である。

二、より平等な代表制を確保するために、少なくとも100人のナイトを増員し、王国の幾つかの州に適切な割合で配分されることを提案する。

三、下院議員は、3年を超えない条件で議員活動するよう選出されるべきことを要求する⁽²⁶⁾。」

我々は、経済改革を眼目として出発したヨークシャー運動が、次第に議会改革へと力点を移し、それとともに急進的色彩を色濃くしていったことをこの決議文からも窺い知ることができるであろう。もちろん、急進化したのはヨークシャーだけではなかった。それはむしろ全国的な傾向であった。例えば、ウェストミンスターでは80年3月に同委員会が代表の状態を検討するため小委員会を設けているが、その小委員会は、1年議会制、男子普通選挙制、秘密投票制、平等な小選挙区制、議員歳費の支給、議員の財産資格の撤廃、議会からの官吏の排除といった、あたかもチャーチスト運動の「人民憲章」(People's Charter) を思わせるような、きわめて急進的な改革プランを発表しているのである⁽²⁷⁾。そして同年4月には、J・カートライトやJ・ジェブなどの急進的な議会改革論者たちが、その後の急進主義運動の母体となる「憲法知識協会」(Society of Constitutional Information) を設立しているのである⁽²⁸⁾。したがってこうした事例からも我々は、ヨークシャー運動に端を発する改革運動が、大きな広がりをもって急進化への道を突き進んでいったことを容易に知ることができよう。しかしこうした議会外の改革運動は、80年の4月中旬以降、とりわけ同年6月のいわゆる「ゴードン暴動」(Gordon riots) 以降急速に衰退する。その理由は後に言及されるが、いずれにせよこの時期の改革運動は息の短いものであったのである。しかしたとえ一時的な盛り上がりで終ろうとも——もちろん、運動そのものが終焉したわけではなかったが——、それが19世紀の自由主義的な改革理論を先取りし、あるいはそれを準備したという意味において、また運動が地方に発し、地方を中心としながら全国的規模で展開されたという意味において、イギリスの政治史上看過しえぬ意義を持っているのである。そしてこの運動に、ある意味でそれを支援し、ある意味で厳しく批判しながら、積極的に関わっていったのがロッキンガム派であり、またバークであったのである。

注

(1) Lord North to the King (c. 6 May 1778) , *Correspondence of George III*, vol.IV. p. 132.

(2) Lord North to the King (November 1779) *ibid.*, pp. 494-95. なお、次の書簡も参照されたい。Lord North to the King (4 December 1777) , *ibid.*, vol.III, pp. 503-504 ; (17 March 1778) , *ibid.*, vol.IV, pp. 62-64 ; (23 March 1778) , *ibid.*, pp. 72-73 ; (25 March 1778) , *ibid.*, pp. 77-78 ; (30 March 1778) , *ibid.*,

pp. 85-86 ; (7 May 1778) , *ibid.*, pp. 133-35 ; (10 May 1778), *ibid.*, pp. 138-39; (10 November 1778) , *ibid.*, pp. 214-17 ; (14 November 1778) , *ibid.*, p. 219 ; (15 June 1779) , *ibid.*, pp. 355-56 ; (30 June 1779) , *ibid.*, p. 382 ; (30 November 1779) , *ibid.*, pp. 500-502.

- (3) 反政府運動が展開されるようになった背景を, H・バターフィールドは詳細に論じている。Herbert Butterfield, *George III, Lord North and the People, 1779-80* (1949 ; rpt. New York : Russell & Russell, 1968) , pp. 26-70.
- (4) ワイヴィルの家系や経歴については, Ian R. Christie, *Wilkes, Wyvill and Reform : The Parliamentary Reform Movement in British Politics, 1760-1785* (London : Macmillan, 1962) , pp. 70-71 ; Idem, *Myth and Reality in Late-Eighteenth-Century British Politics and Other Papers* (London : Macmillan, 1970) , pp. 263-64 を参照。
- (5) Cf. Butterfield, *op. cit.*, p. 197.
- (6) Cf. Christie, *Wilkes, Wyvill and Reform*, p. 75 ; Eugene C. Black, *The Association : British Extraparliamentary Political Organization, 1769-1793* (Cambridge, Mass. : Harvard University Press, 1963) , p. 40.
- (7) Cf. Christie, *Wilkes, Wyvill and Reform*, pp. 72-73 ; Herbert Butterfield, "The Yorkshire Association and the Crisis of 1779-80," *Transactions of the Royal Historical Society*, 4th ser., vol. XXIX (1947) , pp. 76-77 ; 青木康「ホイッグ党とヨークシャー運動」(『史学雑誌』第87巻2号, 1978年), 18頁参照。なお, 本節以下の叙述にあたって, 青木氏のこの論文から多くの示唆を受けた。
- (8) *The Annual Register, or a View of the History, Politics, and Literature* (London : Dodsley, 1758-) , 1780, Part I , pp. 85, 193. (以下, *Annual Register* と略記する。) 集会開催までの経緯については, Butterfield, *George III, Lord North and the People, 1779-80*, pp. 196-201 ; Idem, "The Yorkshire Association and the Crisis of 1779-80," pp. 76-78 が詳しい。
- (9) *Parliamentary History*, vol. XX, p. 1376.
- (10) George S. Veitch, *The Genesis of Parliamentary Reform* (London : Constable & Co. Ltd., 1913) , p. 58, n. 5. なお, ワイヴィルはヨークシャーと関係の深いリーズ公 (5th Duke of Leeds) にも集会への参加を呼びかけている。しかしリーズは, 経済改革の請願提出には賛成するものの, 通信委員会や協会の設立には賛同することができないとして集会への参加を見合わせている。 *The Political Memoranda of Francis Fifth Duke of Leeds*, ed. Oscar Browning (1884 ; rpt. New York : Johnson Reprint Co., 1965) , pp. 17-18.
- (11) The Marquis of Rockingham to Burke (6 January 1780) , *Correspondence*, vol.IV. pp. 183-85.
- (12) *Parliamentary History*, vol. XX, pp. 1371-74 ; *Annual Register*, 1780, Part I , pp. 338-39. 訳出するにあたっては, 舟場正富『イギリス公信用史の研究』(未来社, 1971年), 278-79頁および鶴田正治『イギリス政党成立史研究』(亜紀書房, 1977年), 278-88頁の訳文を参照させていただいた。
- (13) Namier and Brooke (eds.) , *The History of Parliament*, vol. I , p. 514.
- (14) Butterfield, *George III, Lord North and the People, 1779-80*, p. 207, n. 3. 請願に署名したのは, サヴィルによれば8000から9000名の間, ロッキンガムによれば9000名以上であった。 *Parliamentary History*, vol. XX, pp. 1350, 1376.
- (15) *Ibid.*, pp. 1370-77.
- (16) *Annual Register*, 1780, Part I , pp. 85, 193.
- (17) この第2の決議とそれをめぐるワイヴィルの戦術については, Butterfield, *George III, Lord North and*

保守と改革 —エドマンド・バークの政治思想—(上)

the People, 1779-80, pp. 205-207 を参照。

- (18) バークも集会前日のボルトン公爵宛書簡で、ハンプシャー集会に言及している。Burke to the Duke of Bolton (2 January 1780), *Correspondence*, vol.IV, pp. 178-79.
- (19) *Annual Register, 1780*, Part I, p. 87. なお、ミドルセクス州で改革運動が起こった背景には、79年秋の下院議員の補欠選挙に絡む問題があった。この点の詳細は、Butterfield, *George III, Lord North and the People, 1779-80*, pp. 184-96 を参照。
- (20) Cf. Neville C. Phillips, "Edmund Burke and the County Movement, 1779-1780," *English Historical Review*, vol. LXXVI (April 1961), pp. 260, 266; Donald Read, *The English Provinces, c. 1760-1960: A Study in Influence* (London: Edward Arnold, 1964), p. 14.
- (21) Cf. Christie, *Wilkes, Wyvill and Reform*, p. 97, n. 1. なお、1832年までのイギリスにおける請願運動やその意義について論じたものとして、Peter Fraser, "Public Petitioning and Parliament before 1832," *History*, vol. XLVI (October 1961), pp. 195-211 がある。
- (22) Cf. *ibid.*, p. 81; 青木前掲論文、10頁参照。
- (23) Cf. Namier and Brooke (eds.), *The History of Parliament*, vol. I, p. 430.
- (24) 会議に参加した州や代表者等については、Christie, *Wilkes, Wyvill and Reform*, pp. 90-92 を参照されたい。
- (25) *Ibid.*, p. 92.
- (26) *English Historical Documents*, vol.X : 1714-1783, ed. D. B. Horn and Mary Ransome (London: Eyre & Spottiswoode, 1957), pp. 213-14; Simon Maccoby, *English Radicalism, 1762-1785: The Origins* (London: George Allen & Unwin Ltd., 1955), pp. 313-14. 訳出するにあたっては、鶴田前掲書、289頁の訳文を参照させていただいた。
- (27) ウエストミンスターの小委員会とその包括的な改革プランについては、Christie, *Wilkes, Wyvill and Reform*, pp. 107-109; Maccoby, *op. cit.*, p. 320; Black, *op. cit.*, pp. 58-61 を参照。
- (28) 協会設立の趣旨とそのメンバーについては、*English Historical Documents*, vol.X, pp. 220-22 を参照されたい。なお、カートライトたちは既存の議会を否定するいわゆる「対立議会」(anti-parliament)の思想を持っていたとされるが、この対立議会については、T. M. Parssinen, "Association, Convention and Anti-Parliament in British Radical Politics, 1771-1848," *English Historical Review*, vol. LXXXVIII (July 1973), pp. 504-33; 青木康「議会外勢力の成長—18世紀末のイギリス政治—」、33-34頁を参照。